

# 「総合評価落札方式」における低入札価格調査の適用について

財政課契約係  
工事検査室

総務省及び国土交通省より「総合評価落札方式」による入札について、「低入札価格調査」を適用した入札を行うよう通達があったため、令和元年9月1日以降の総合評価落札方式対象工事となる入札において低入札価格調査を適用します。

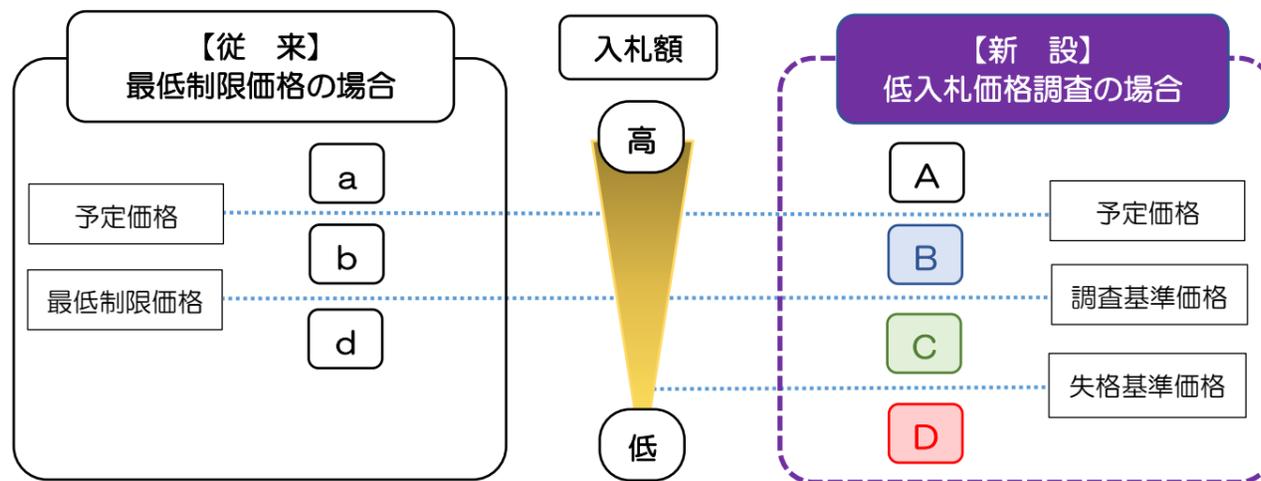
## 1. 総合評価落札方式とは

設計金額3千万円以上の工事のうち、企業の技術力と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事で、「価格」と「品質を高めるための価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価して落札者を決定する方式です。

## 2. 低入札価格調査とは

あらかじめ「調査基準価格」を設定し、これを下回る入札があった場合には、落札者を保留し、その入札額で当該工事の契約に適合した履行がなされるかどうかを調査したうえで落札者を決定するものです。

## 3. 低入札価格調査 イメージ図



|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 最低入札額がaまたはAの場合 | 予定価格に達していないため入札打ち切り            |
| 最低入札額がbまたはBの場合 | 落札                             |
| 最低入札額がCの場合     | 適正な施工が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定 |
| 最低入札額がdまたはDの場合 | 失格                             |

## 4. 低入札価格調査を適用した総合評価落札方式の落札者決定フロー

